

熊本市ノロウイルス食中毒注意報発令要綱

制定 平成22年11月15日健康福祉局長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、ノロウイルス食中毒の増加が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という。）を発令し、市民及び食品事業者に対し食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生意識の高揚を図ることを目的とする。

（注意報の発令者）

第2条 注意報は熊本市保健所長が発令する。

（注意報の発令基準）

第3条 注意報の発令対象期間は、11月1日から翌年3月31日までとする。

2 注意報は、感染性胃腸炎に係る熊本市内の定点医療機関において感染性胃腸炎の患者報告数の全体平均が2週間連続して10人を超えた場合に発令する。

3 前2項にかかわらず、発令者が必要と認める場合は、注意報を発令することができる。

（注意報の発令区域）

第4条 注意報は熊本市域全体に対して発令する。

（注意報の有効期間）

第5条 注意報の有効期間は、発令日から発令対象期間の末日までとする。

（注意報の発令業務）

第6条 食品保健課は、次の業務を行う。

- （1） 注意報発令の判断に必要な情報の収集
 - （2） 注意報の発令が決定された場合には、直ちにその旨を関係部局、関係団体、報道機関等へ連絡すること。
 - （3） 熊本市ホームページへの掲載、注意報発令中の看板設置等の市民に対する広報活動
 - （4） 食品関係事業者に対する周知及び指導
- 2 感染症対策課は、その取得した感染性胃腸炎の患者数に関する情報等を食品保健課に速やかに提供する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。